

国民健康保険制度のこと

国民健康保険は、75歳以上の
人、健康保険組合や共済組
合など、職場の健康保険に加入
している人、生活保護を受
けている人を除く、すべての
人が加入する強制保険です。
医療費を加入者全体で公平に
負担するという趣旨から、保
険料は病院にかかるからな
いに関わらず、負担していた

国民健康保険は、75歳以上
だきます。
国民健康保険制度の保険料
決定の仕組みと納付につ
いて、このページと次のページ
にわたってお知らせします。
問い合わせ先 両保険年金課
☎30-6137番、☎30-
6112番、FAX21-2
220番

保険料は「じやって決まります」

納付義務者は世帯主
国民健康保険は世帯ごとに
加入し、世帯主が納付義務者
となります。このため、世帯
主が、ほかの健康保険に加入
している、国民健康保険の資
格がない場合も、世帯の中に
加入者がいるときは、国民健
康保険に関する通知や、納付
書は世帯主あてに届きます。

保険料の算出方法

各年度の国民健康保険料
は、その前年の所得や、加入
者の状況などによって決まり
ます。次の3つの要素をそれ
ぞれ計算し、最後に合計して
その世帯の保険料を算出しま
す。保険料率など、毎年見直
しをする項目もあるため、保
険料はほぼ毎年変わります。
図1は、平成21年度の保険料
の算出例です。なお、年間の
保険料には限度額があります
(平成21年度は69万円)。

- ①所得割 加入者の所得に応
じてかかります。平成21年
度は、平成20年中の所得(給
与所得、公的年金所得、その他
所得)から、基礎控除(33万
円)を引いた額に対して、
それぞれの料率を乗じた額
です。40歳から64歳までの
加入者は、介護保険分もか
かります。
- ②人数割 加入者の人数に応
じてかかります。40歳から
64歳までの加入者は、介護
保険分もかかります。
- ③世帯割 加入者の人数に関
係なく、ひとつの世帯に対
してかかります。40歳から
64歳までの加入者がいる世

**転入した人は
後から保険料が増える
ことがあります**
ほかの市町村から彦根市へ
転入した人については、彦根
市で前年の所得が分らない
ため、前に住んでいた市町村
へ所得の照会をし、保険料を
決定します。

前住所地での所得が判明す
るまでは、保険料のうち、人
数割分と世帯割分のみを請求
します。所得の判明した月の
翌月から、国民健康保険の加
入時にさかのぼって、所得割
分を含めた保険料を納付して
いただきます。このため、転
入した人は、後から保険料が
増えることがあります。

ほかの健康保険に加入 したら届出が必要です

国民健康保険に加入してい
る人が、別の保険に加入した
場合、両保険年金課では、そ
の情報を知らせることができま
せん。このため、届出がないと
いつまでも保険料を請求して
しまうこととなります。就職
などで会社の保険などに加入
した場合は、必ず両保険年金
課に届出をしてください。

帯は介護保険分もかかりま
す。

図1 平成21年度の国民健康保険料の算出例

参考となる世帯(3人家族)
世帯主 Aさん(45歳、平成20年中所得 100万円)
妻 Bさん(39歳、平成20年中所得 0円)
子 Cさん(15歳)

①所得割	
医療保険	670,000円×5.60%(料率)= 37,520円
後期支援	670,000円×2.10%(料率)= 14,070円
介護保険	670,000円×1.60%(料率)= 10,720円
所得割分合計 62,310円	
所得があるのはAさんだけなので、Aさんの所得から、基礎控除(330,000円)を引いた額をもとに算出しています。	
②人数割	
医療保険	3人×21,600円(料率)= 64,800円
後期支援	3人×7,800円(料率)= 23,400円
介護保険	1人×7,800円(料率)= 7,800円
所得割分合計 96,000円	
40歳から64歳までの人には、介護保険がかかります。	
③世帯割	
医療保険	16,800円
後期支援	6,000円
介護保険	4,200円
世帯割分合計 27,000円	
世帯内に、40歳から64歳までの人がいると、介護保険がかかります。	
年間保険料(①+②+③)	185,310円

保険料の納め忘れなどはありませんか

負担の公平性を確保するために、
滞納が続くと滞納処分をします

保険料の納付は 納付期限内に

国民健康保険料の納付期限
は毎月の最終日です。ただし、
月末が土・日曜日に重なる場
合は、納付期限は翌月の最初
の平日になります。
口座振替の登録をしている

人は、月末の口座残高を確認
してください。また、納付書
で納付している人は、納付期
限までに、コンビニエンスス
トア、彦根市指定金融機関な
どでお納めください(詳しい納
付場所は、納付書の上部、「収納
付場所」をご覧ください)。

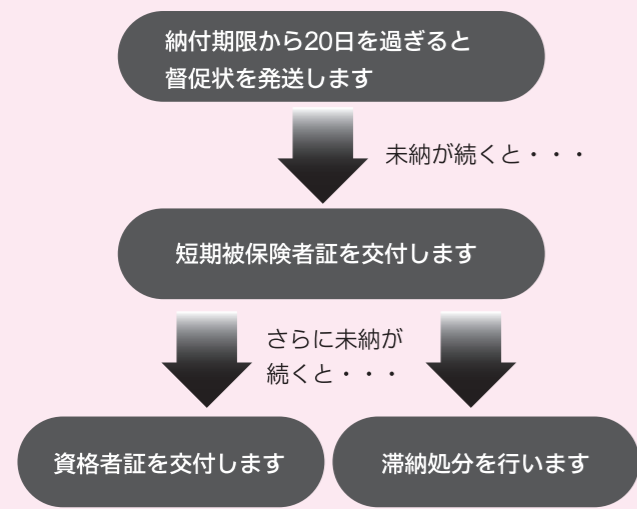
未納の人には 督促状を送ります

納付期限までに保険料を納
めていただけなかった人のう
ち、口座振替をしている人は、
あらかじめお知らせをしたう
えで、納付期限の翌月の15日
(15日が土・日曜日の場合はその
翌日)に再度振替をします。

納付期限から20日を経過し
た時点で保険料の納付が確認
できない人には、督促状を送
ります。督促状の発送日以降
の納付については、保険料に
加えて、100円の督促手数料
料が加算されるのでご注意く
ださい。督促状はそのまま納
付書として、コンビニエンス
ストアや、彦根市の指定金融
機関などで納付することができます。

彦根市では、督促状のほか
にも、保険料の滞納のある人
に対して、年3回、未納保険
料の納付を求める納付催告書
を発送しています。

保険料を滞納すると・・・



※これらの処分が行われても、保険料の納付義務は
なくなりません。



保険証の更新について

国民健康保険被保険者証

4月1日から、お使いいただく保険証は、3月中
旬に送付します。簡易書留で送付しますので、受取
には受領印が必要です。

高齢受給者証

70歳から74歳の人には、保険証のほかに、高齢
受給者証を交付しています。現在お持ちの「1割負
担」の高齢受給者証は、4月1日以降、使用できな
くなります。新しい高齢受給者証は、保険証とは別
に、3月中旬以降に送付します。

なお、「3割負担」の高齢受給者証を持っている人
はそのまま使うことができます。

4月になっても、保険証、高齢受給者証が届かない
ときは、両保険年金課までお問い合わせください。

診療を受けたときに、医療費
を全額自己負担することにな
ります。

また、保険料の滞納に改善
がない場合は、法律に基づい
て、財産(給与・預金など)を差
し押さえることがあります。

納付が困難な場合は相談を

各年度の保険料は、その前
年の所得によって決定しま
す。毎月の保険料の納付が難
しい場合は、そのままにせず
に、一度、両保険年金課まで
ご相談ください。